

改正

平成31年 2月26日告示第13号

塩尻市除雪オペレーター育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、冬期間における道路交通の安全を確保するため、市道の除雪業務に従事するために必要となる除雪オペレーターの資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社を有し、市と災害時における公共施設応急対策業務に関する協定を締結している事業者には雇用され、又は雇用されることが見込まれる者
- (2) 補助金の交付を受けた後に市道の除雪業務に従事することが見込まれる者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費であって市長が適当と認めるものとする。ただし、第1号の経費のみの場合を除く。

- (1) 第一種運転免許のうち大型特殊自動車免許（農耕車限定免許及びカタピラ限定免許を除く。）の取得に要する経費
- (2) 車両系建設機械運転技能講習の受講に要する経費

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

(補助金の交付の条件等)

第5条 補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度の翌年度から起算して3年以上の間、市道の除雪業務に従事しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定に該当しないことが明らかになったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があったときは、市長は、やむを得ない事情があると認める場合を除き、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、塩尻市除雪オペレーター育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が分かる見積書
- (2) 雇用関係又は雇用が見込まれることを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、塩尻市除雪オペレーター育成支援事業補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、塩尻市除雪オペレーター育成支援事業実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 大型特殊運転免許証の写し又は車両系建設機械運転技能講習修了証の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補

助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月26日告示第13号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。